

2016年12月6日
民進党 階 猛

1. 民法90条の改正について

- ① 前回答弁の確認（政府参考人）
- ② 「公の秩序」の意義（政府参考人）
- ③ 「善良の風俗」の意義（政府参考人）
- ④ 賭博行為は公序良俗に反するか（法務大臣）
- ⑤ 合法化された賭博行為は常に公序良俗に反しないのか（法務大臣）
- ⑥ 民法708条の「不法な原因」の意義（政府参考人）
- ⑦ 90条の公序良俗違反と「不法な原因」の違いは何か（政府参考人）
- ⑧ 今回民法90条を改正して民法708条を改正しなかった理由（政府参考人）
- ⑨ 賭博行為による金銭のやり取りは不法原因給付に当たるか（法務大臣）
- ⑩ 合法化された賭博行為による金銭の給付は常に不法原因給付に当たらないか（法務大臣）
- ⑪ 国民にとって、いかなる場合に公序良俗違反や不法原因給付に当たるかが分かりにくく、「国民一般に分かりやすい民法」という改正趣旨に反するのではないか（法務大臣）
- ⑫ 「社会・経済の変化への対応」という改正趣旨に沿うよう、判例で確立された暴利行為論を明文化すべきではないか（法務大臣）

2. 民法3条の2の新設について

- ① 「意思能力」の意義（政府参考人）
- ② 「意思能力」の有無の判断基準（政府参考人）
- ③ 「無効」は意思表示の相手方や第三者からも主張できるか（政府参考人）
- ④ ギャンブル依存症の人が賭博行為で大金を失った場合、本条を根拠に無効を主張できるか（法務大臣）
- ⑤ 前問で仮に無効主張が認められたとした場合、意思無能力者側の原状回復義務（新121条の2、3項）は具体的にどのようなになるか（政府参考人）
- ⑥ 前々問で仮に無効主張が認められたとしても、賭博による金銭のやり取りが不法原因給付に当たるとして相手方に金銭の返還を請求できない場合もあるのか（法務大臣）
- ⑦ 前問の結論は、賭博行為が合法化されるか否かで異なるか（法務大臣）

3. 消滅時効制度の見直しについて

① 民法90条や民法3条の2による無効の主張は消滅時効にかからないのか（政府参考人）

② 民法90条や民法3条の2の無効原因がある法律行為に基づき金銭や不動産等の給付がなされていた場合、その原状回復請求権は消滅時効にかからないのか（政府参考人）

③ 前2問の結論は、「国民一般に分かりやすい民法」という観点から明文化すべきではないか（法務大臣）

④ 「債権者が権利を行使することができることを知った時」と「権利を行使できる時」で時効期間を分ける実益はあるのか（政府参考人）

⑤ 書面によらない契約に基づく債権については、「債権者が権利を行使することができることを知った時」や「権利を行使できる時」はどのように立証するのか（政府参考人）

⑥ 書面によらない契約に基づく少額の債権については、時効援用が困難であるばかりでなく、領收証の散逸によって二重払いを強いられるリスクも高いため、2年程度の短期時効を設けるべきではないか（法務大臣）

4. 民法415条の改正について

① 民法415条1項但書において、「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして」という文言を加えた理由（政府参考人）

② 上記文言を加えることで債務不履行責任は無過失責任に転換されるのか（政府参考人）

③ 上記文言を加えることで免責を主張する債務者の立証負担はどうか（政府参考人）

④ 415条の改正は「国民一般に分かりやすい民法」という観点からの改正であって、文言は変わっても内容の変更はないという理解でよいか（法務大臣）

5. 定型約款規定の新設について

① 関連条文の文言の解釈（政府参考人）

以 上